

京都市児童福祉センター事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

平成17年10月31日

京都市長 桦本 賴兼

京都市規則第85号

京都市児童福祉センター事務分掌規則の一部を改正する規則

京都市児童福祉センター事務分掌規則の一部を次のように改正する。

第1条表以外の部分中「(以下「センター」という。)」を削り、「課」の右に「、センター」を加え、同条の表中「所、科」を「センター」に改め、同表発達相談所の款診療療育課の項の次に次の1項を加える。

発達障害者支援センター	
-------------	--

第2条第1項中「センター」を「児童福祉センター(以下「センター」という。)」に、

「課長 5人」を 「課長 5人」に改め、同条第2項中「診発達障害者支援センター長」

「療育課」の右に「及び発達障害者支援センター」を加え、同条第5項中「又は担当課長補佐」を削る。

第3条第3項中「課長」の右に「、発達障害者支援センター長」を加える。

第4条第4項中「課長が」を「課長又は発達障害者支援センター長が」に、「課長に」を「課長又は発達障害者支援センター長に」に改め、同条第5項中「又は係長」を「、担当課長補佐、係長又は担当係長」に改める。

第5条中「所及び寮の分掌する」を「発達障害者支援センター及び寮の分掌する」に改め、同条総務課の項第5号中「所」を「発達障害者支援センター」に改め、同条発達相談所の款発達相談課の項中第12号を第13号とし、第7号から第11号までを1号ずつ繰り下げ、同項第6号中「障害児」の右に「及び発達障害児」を加え、同号を同項

第7号とし、同項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、同項第3号中「障害児」の右に「及び発達障害児」を加え、同号を同項第4号とし、同項第2号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 障害児及び発達障害児に関する相談の受付その他センターの利用に関すること。

ただし、診療療育課の所管に属するものを除く。

第5条発達相談所の款診療療育課の項の次に次の1項を加える。

#### 発達障害者支援センター

(1) 発達障害者及びその家族に対する相談及び助言に関するこ

(2) 発達障害者に対する発達支援及び就労の支援に関するこ

(3) 医療、保健、福祉、教育等に関する業務を行う関係機関及び関係団体（次号において「関係機関等」という。）並びに当該業務に従事する者に対する発達障害に関する情報提供及び研修に関するこ

(4) 発達障害に関する関係機関等との連絡及び調整に関するこ

第6条第9項第3号中「第3号、第5号」を「第4号」に、「第11号及び」を「第7号、」に改め、「第12号」の右に「及び第13号」を加える。

#### 附 則

この規則は、平成17年11月1日から施行する。

（総務局総務部文書課）